

ご存知ですか？
児童扶養手当

●児童扶養手当とは

父母の離婚・父親または母親の死亡などによって、父親または母親と生計を同じくしていない児童や、父親または母親に重度の障害のある児童が、心身ともにすこやかに育成することを目的に支給されます。

●支給要件は

日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している方（母子家庭の母、父子家庭の父、母や父に代わつて養育している方）に支給。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 父母ともに不明な児童

●手当額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより

決められます。

○児童1人の場合

4万1550円～98100円

※児童が2人の場合は、50000円加算。3人目からは、児童1人につき30000円加算。

●受給するためには

こども課に申請が必要です。支給要件、手当額、支給開始月などの確認が必要です。まずはこども課にお問い合わせください。

【8月は児童扶養手当の現況届提出月です】

児童扶養手当の受給資格を引き続き得るためには、現況届の提出が必要です。

受給資格者は、次の期間中に忘れずに手続きをしてください。

●受付期間および会場

- ・ 8月4日（木）午前9時～午後4時
黒羽支所2階 黒羽川西地区公民館第1会議室
- ・ 8月8日（月）～11日（木）
午前9時～午後5時
市役所東別館1階会議室（国保年金課隣り）

・ 右記期間後は市役所東別館2階、こども課窓口にて受け付けします。（ただし、土・日を除く）

※湯津上支所での受付は行いません。

●持参するもの

健康保険証（受給者と児童のもの）など
■問い合わせ
こども課子育て支援係


TEL (23) 8932

子育て

子育て支援情報

<8月1日(月)～8月31日(水)>

■問い合わせ こども課子育て支援係 TEL (23) 8932

名称(場所)・開設時間・内容	開設曜日
子育てサロン ★開設時間 9:00～12:00 赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です 	子育てサロン かねだ (金田北地区公民館) 火曜日 子育てサロンのぞき (うすばアットホーム) 木曜日 ★休館日: 8/4、8/11、8/18、8/25 子育てサロン かわにし (川西高齢者ほほえみセンター) 月・水曜日
つどいの広場 ★開設時間 9:00～14:00 就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です	つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室) 火・木・金・第2土曜日 ★休館日: 8/9 つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園) 月・水・金・第4土曜日
子育て支援センター ★開設時間 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:00 親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います	すみよし子育て支援センター (子育てプラザ館) TEL (23) 8728 しんとみ子育て支援センター (しんとみ保育園) TEL (22) 5577 ゆづかみ子育て支援センター (ゆづかみ保育園) TEL (98) 3881 くらばね子育て支援センター (くらばね保育園) TEL (59) 1077 毎週 月～金曜日 各施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いいたします。